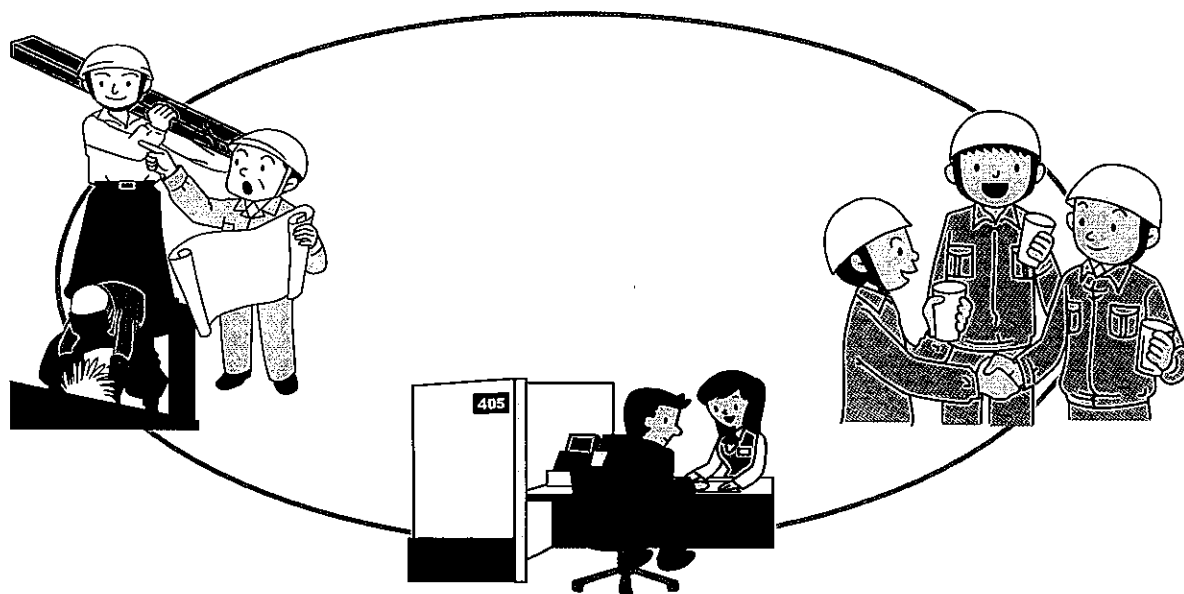


# 地域建設業経営強化融資制度

## ご案内



「地域建設業経営強化融資制度」とは、国土交通省が、平成20年8月の「安心実現のための緊急総合対策」を受けて創設した制度です。

この制度には次のような特徴があります。

- 建設業者の方の集まりである事業協同組合等（建設業者団体を含む）又は一定の民間事業者による転貸融資制度と保証事業会社による金融保証制度を活用した事業です。
- 工事の途中段階で、公共工事請負代金債権の資金化が図れます。（国土交通省の直轄工事、その他の公共工事発注者にも国土交通省通達により推奨が図られています。）
- 元請業者の方には、事業協同組合等からの転貸融資とともに、未完成部分については保証事業会社が債務保証を行い、金融機関から直接融資を行います。
- 当制度を事業化し、ご利用いただいた事業協同組合等の方には、制度推進のため助成制度を用意しております。

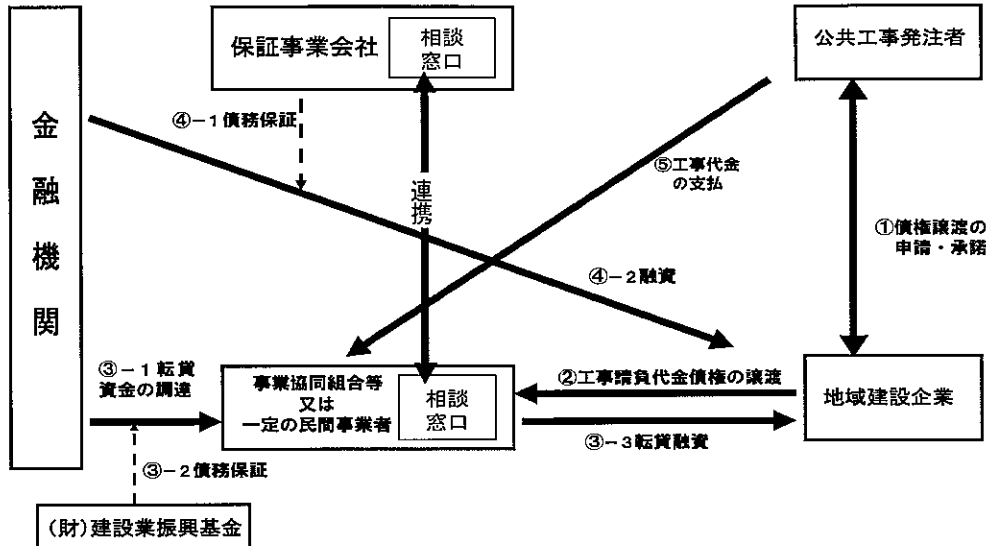
財団法人 建設業振興基金

# 1. 制度の概要

地域建設業経営強化融資制度は、事業協同組合等（又は一定の民間事業者）の転貸融資と当振興基金及び保証事業会社の債務保証とを組み合わせることにより、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化を図ろうという制度です。

その概要は以下の通りです。

【地域建設業経営強化融資制度のスキーム図】



【手続きの流れ】

①地域建設企業（公共工事発注者より直接工事を受注している建設業者（以下、単に「建設業者」といいます。))は発注者から将来受け取る工事代金の債権（未完成段階でも可）を事業協同組合等（又は一定の民間事業者（※））に譲渡するため、発注者から債権譲渡の承諾を得ます。

※ 一定の民間事業者については、建設業の実務に関して専門的な知見を有する者、本事業を着実に実施出来る財産的基盤及び信用を有する者等を想定しております。（具体的な一定の民間事業者については巻末に掲載いたしております。）

②建設業者は当該債権を事業協同組合等に譲渡する。

③事業協同組合等は当該譲渡債権を担保とし、出来高査定を行った上で、財団法人建設業振興基金の債務保証を受け金融機関から資金を借入れ、出来高の範囲内で建設業者に転貸融資する。

④出来高を超えた部分（未完成工事部分）については、保証事業会社の債務保証を受け、金融機関が直接融資する。

⑤発注者は、工事完成後、事業協同組合等に対し工事代金を支払う。

⑥事業協同組合等は貸付金と精算の上、残余について保証事業会社に支払う。保証事業会社は保証金額を金融機関へ返済し、残金が有れば建設業者へ返還する。

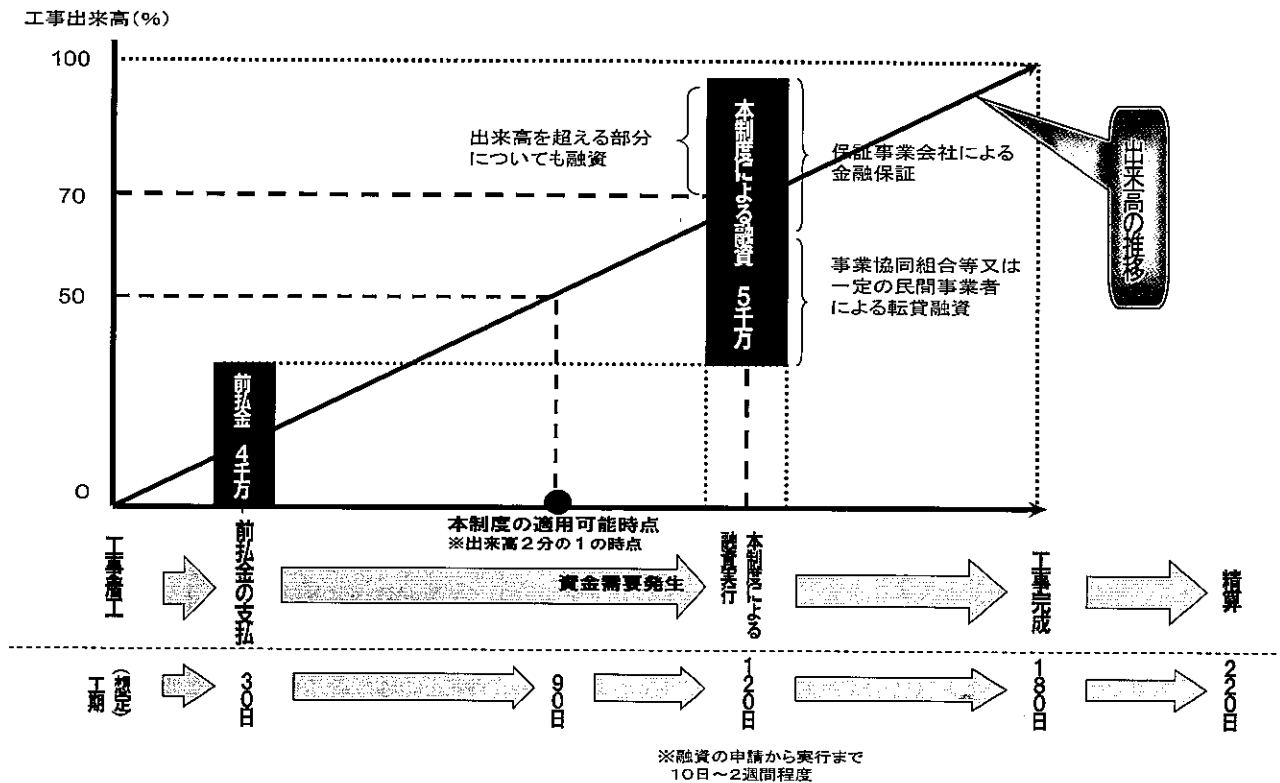
※ 本制度による借入金については、経営事項審査の経営状況分析における負債回転期間を算出する際の負債合計額から控除することができます。

※ 事業協同組合等（又は一定の民間事業者）と保証事業会社は、それぞれ相談窓口を設けて、建設業者からの融資の相談に応じます。いずれにご相談頂いても結構です。

## 2. 地域建設業経営強化融資制度の利用のイメージ

### 【モデルケース】

- ①工期 6ヶ月
- ②請負金額 1億円
- ③前払金 4,000万円
- ④工事出来高 70%の段階で本制度により5,000万円の融資を実施



## 3. 利用要件等

### (1) 対象となる建設業者

公共工事を受注・施工している中小・中堅建設業者

※中小・中堅建設業者は、原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とします。

### (2) 対象となる建設工事

国、地方公共団体等の発注する工事を対象とします。ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とします。

なお、発注機関によっては、これにさらなる要件を加えることもあります。

### (3) 保証事業会社による金融保証

本制度の保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とします。

### (4) その他

借入条件等詳細につきましては、当該事業取扱いの事業協同組合等（又は一定の民間事業者）及び保証事業会社にお問い合わせ下さい。

## 利用できる一定の民間事業者について

2008年11月現在、以下の者が本制度に係る融資を利用できる民間事業者として認められております。

- ・ 北保証サービス株式会社 TEL011-241-8654
- ・ 株式会社建設経営サービス TEL03-3545-8534
- ・ 株式会社建設総合サービス TEL06-6543-2848

なお、利用できる事業協同組合等又は一定の民間事業者につきましては、当振興基金HPにおいて随時更新してまいりますのでご覧下さい。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/>

## 制度についての問い合わせ先

### <国土交通省本省 お問い合わせ先>

国土交通省 総合政策局 建設市場整備課・建設業課 TEL03-5253-8281

### <地方整備局等 お問い合わせ先>

北海道開発局	事業振興部	建設産業課	TEL011-738-0233
東北地方整備局	建政部	計画・建設産業課	TEL022-225-2171
関東地方整備局	建政部	建設産業第一課	TEL048-600-1906
北陸地方整備局	建政部	計画・建設産業課	TEL025-370-6571
中部地方整備局	建政部	建設産業課	TEL052-953-8572
近畿地方整備局	建政部	建設産業課	TEL06-6942-1071
中国地方整備局	建政部	計画・建設産業課	TEL082-511-6186
四国地方整備局	建政部	計画・建設産業課	TEL087-811-8314
九州地方整備局	建政部	計画・建設産業課	TEL092-471-6355
沖縄総合事務局	開発建設部	建設産業・地方整備課	TEL098-866-1910

### <財団法人 建設業振興基金 お問い合わせ先>

業務第一部 TEL03-5473-4575

(平成20年11月発行)